

令和5年 第1回 短答式試験

企業法/解答

問題 1	問題 2	問題 3	問題 4	問題 5	問題 6	問題 7	問題 8	問題 9	問題10
1	2	5	2	3	6	5	2	5	6
問題11	問題12	問題13	問題14	問題15	問題16	問題17	問題18	問題19	問題20
5	2	3	4	5	4	2	3	1	3

必ず得点したい問題



(解説では問題番号に *** を付しています。)

50%の正答率を確保したい問題



(解説では問題番号に ** を付しています。)

得点できなくてもよい問題



(解説では問題番号に * を付しています。)

想定合格ライン： 65点/100点

$$(\textcircled{5} \times 10 + \textcircled{5} \times 6 \times 50\% = 65 \text{点})$$

本試験、お疲れ様でした。

企業法の想定合格ラインは65点で、ここ数回は65点前後と予想しており、安定して「やや難しい。」です。

今回は、財務会計論が易しく、管理会計論も「解なし」に8点が与えられるのであれば、高得点ということになるので、相対的に、企業法と監査論が難しかった印象です。

問題 1 重要性***

商人に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 最高裁判所の判例の趣旨によれば、信用金庫は商人ではない。

○ 判例(最判昭63.10.18)

信用金庫の行う業務は営利を目的とするものではないというべきであるから、商人には該当しない(判例)。

イ 店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者は、商行為を行うことを業としない者であっても、商人とみなされる。

○

商法4条(定義)2項

店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者又は鉱業を営む者は、商行為を行うことを業としない者であっても、これを商人とみなす。

ウ 商人のためにその平常の営業の部類に属する取引の媒介をすることを営業としてする者であって、その商人の使用人でないものは、商人ではない。

×

商法27条(通知義務),502条11号,4条1項

商人のためにその平常の営業の部類に属する取引の代理又は媒介をする者で、その商人の使用人でないもの(代理商)は、自己の名をもって営業的商行為(商502⑩)をすることを業とする者であるから、固有の商人である(商4I)。

エ 小商人は商人ではない。

×

商法7条参照

小商人とは、法務省令で定める営業規模の小さい商人をいう。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題 2 重要性***

匿名組合に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。

(5点)

ア 匿名組合員は、金銭その他の財産のみをその出資の目的とすることができる。

○ 商法536条（匿名組合員の出資及び権利義務）2項

匿名組合員は、金銭その他の財産のみをその出資の目的とすることができる。

イ 匿名組合員は、自己の氏又は氏名を営業者の商号中に用いることを許諾することができない。

× 商法537条（自己の氏名等の使用を許諾した匿名組合員の責任）

匿名組合員は、自己の氏若しくは氏名を営業者の商号中に用いること又は自己の商号を営業者の商号として使用することを許諾したときは、その使用以後に生じた債務については、営業者と連帯してこれを弁済する責任を負う。

ウ 匿名組合員は、営業年度の終了時において、営業者の営業時間内に、書面又は電磁的記録をもって作成された営業者の貸借対照表の閲覧若しくは謄写の請求をし、又は営業者の業務及び

○ 財産の状況を検査することができる。

商法539条（貸借対照表の閲覧等並びに業務及び財産状況に関する検査）

匿名組合員は、営業年度の終了時において、営業者の営業時間内に、次に掲げる請求をし、又は営業者の業務及び財産の状況を検査することができる。

- 一 営業者の貸借対照表が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 営業者の貸借対照表が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

エ 最高裁判所の判例の趣旨によれば、営業者は匿名組合員に対して善管注意義務を負わない。

× 判例（最判平28.09.06）

最高裁判所の判例の趣旨によれば、営業者は匿名組合員に対して善管注意義務を負う。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題 3 重要性***

株式会社の設立（会社法第二編「株式会社」第一章「設立」の規定によるものに限る。）に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。（5点）

ア 設立しようとする株式会社が公開会社でない場合には、発起設立の方法によらなければならない。

×

会社法25条1項

株式会社は、発起設立又は募集設立のいずれかの方法により設立することができるとされているのみで、「公開会社でない場合に発起設立の方法によらなければならない。」とする規定はない。

イ 最高裁判所の判例の趣旨によれば、発起人が株式会社の成立後に特定の財産を譲り受けることを約する契約を締結した場合において、定款に当該契約に関する記載又は記録がないときは、

○ 成立後の株式会社が当該契約を追認したとしても、これにより当該契約の効力は生じない。

判例（最判昭42.09.26）

判例によれば、定款に記載なき財産引受けについては、成立後の株式会社が当該契約を追認したとしても、これにより当該契約の効力は生じない。

ウ 成立後の株式会社が、設立時発行株式と引換えにする金銭の払込みの取扱いをした銀行等に対し支払うべき手数料及び報酬を負担するには、その額を定款に記載し又は記録しなければならない。

×

会社法28条（定款の記載又は記録事項）4号、会社法施行規則5条

設立時発行株式と引換えにする金銭の払込みの取扱いをした銀行等に対し支払うべき手数料及び報酬は、「株式会社に損害を与えるおそれがないものとして法務省令で定めるもの」に該当するため、定款に記載し、又は記録していなくても、成立後の会社が負担することができる。

エ 設立しようとする株式会社が公開会社である場合には、設立時発行株式の総数は、発行可能株式総数の4分の1を下ることができない。

○

会社法37条（発行可能株式総数の定め等）3項

設立時発行株式の総数は、発行可能株式総数の4分の1を下ることができない。ただし、設立しようとする株式会社が公開会社でない場合は、この限りでない。

-
1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題 4 重要性**

株式会社の設立（会社法第二編「株式会社」第一章「設立」の規定によるものに限る。）に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。なお、設立される株式会社は、種類株式発行会社ではないものとする。（5点）

- ア 発起人が、株式会社の設立に際して、成立後の株式会社の資本金及び資本準備金の額に関する事項を定めようとする場合は、当該事項について定款に定めがあるときを除き、発起人の全員の同意を得なければならない。

会社法32条（設立時発行株式に関する事項の決定）1項3号

発起人は、株式会社の設立に際して次に掲げる事項（定款に定めがある事項を除く。）を定めようとするときは、その全員の同意を得なければならない。

三 成立後の株式会社の資本金及び資本準備金の額に関する事項

- イ 募集設立の場合において、株式会社の成立により発起人が受ける報酬及びその発起人の氏名又は名称が定款に記載又は記録されていないときは、これを創立総会の決議により定めることができる。

会社法28条（定款の記載又は記録事項）3号

株式会社を設立する場合には、次に掲げる事項は、第26条第1項の定款に記載し、又は記録しなければ、その効力を生じない。

三 株式会社の成立により発起人が受ける報酬その他の特別の利益及びその発起人の氏名又は名称

- ウ 発起設立の場合において、設立時監査等委員である設立時取締役の解任は、発起人の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決定する。

会社法43条（設立時役員等の解任の方法）1項

設立時役員等の解任は、発起人の議決権の過半数（設立時監査等委員である設立時取締役又は設立時監査役を解任する場合にあっては、3分の2以上に当たる多数）をもって決定する。

- エ 株式会社の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合において、その無効の原因が一部の株主のみにあるときは、他の株主の全員の同意によって、当該株式会社を継続することができる。

会社法845条（持分会社の設立の無効又は取消しの判決の効力）

持分会社では、設立の無効又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合において、その無効又は取消しの原因が一部の社員のみにあるときは、他の社員の全員の同意によって、当該持分会社を継続することができる（845）。株式会社には、このような規定はない。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題 5 重要性***

自己株式に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。

(5点)

- ア 株式会社が特定の株主との合意により当該株式会社の株式を有償で取得する場合において、取得する株式が市場価格のある株式であって、当該株式1株の取得価格が当該株式1株の市場価格として法務省令で定める方法により算定されるものを超えないときは、株主は売主追加請求権を行使することはできない。

会社法161条（市場価格のある株式の取得の特則）、160条（特定の株主からの取得）2項3項

取得する株式が市場価格のある株式である場合において、当該株式1株を取得するのと引換えに交付する金銭等の額が当該株式1株の市場価格として法務省令で定める方法により算定されるものを超えないときは、売主追加請求権に関する規定（160Ⅱ.Ⅲ）を適用しない。

- イ 金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社は、取締役の報酬等として自己株式を処分することはできない。

×

会社法361条（取締役の報酬等）1項3号、409条（報酬委員会による報酬の決定の方法等）3項

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける報酬等についての次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定める。

三 報酬等のうち当該株式会社の募集株式については、当該募集株式の数（種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び種類ごとの数）の上限その他法務省令で定める事項

- ウ 株式会社が自己株式を消却した場合には、資本金の額は当該自己株式の帳簿価額に相当する額だけ減少する。

×

会社法計算規則24条3項

株式会社が自己株式の消却をする場合には、自己株式の消却後のその他資本剰余金の額は、当該自己株式の消却の直前の当該額から当該消却する自己株式の帳簿価額を減じて得た額とする。

- エ 取締役会設置会社が、その子会社の有する当該取締役会設置会社の株式を有償で取得する場合には、当該株式の取得に関する事項の決定は、取締役会の決議によって行うことができる。

○

会社法163条（子会社からの株式の取得）、156条（株式の取得に関する事項の決定）1項

株式会社が株主との合意により当該株式会社の株式を有償で取得するには、あらかじめ、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によって、株式の取得に関する事項を定めなければならない。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題 6 重要性**

株主名簿又は株主の権利に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 株主名簿の閲覧又は謄写の請求者が株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであることは、株主名簿の閲覧又は謄写の請求の拒絶事由である。

×

会社法125条（株主名簿の備置き及び閲覧等）3項各号参照

株式会社は、株主名簿の閲覧又は謄写の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

- 一 請求者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
- 二 請求者が会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。
- 三 閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。
- 四 過去2年以内に、閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるとき。

イ 株式会社は、基準日において株主名簿に記載されている株主を株主総会における議決権を行使することができる者と定めた場合には、当該基準日後に実施された同一の募集株式の発行に

×

より株式を取得した者の一部に、当該株主総会における議決権の行使を認めることができる。

会社法124条（基準日）4項参照

124条4項は、「株式会社は、当該基準日後に株式を取得した者の全部又は一部を当該権利を行使することができる者と定めることができる。」としていますが、これは、基準日後に組織再編が行われた場合に、新株主に議決権行使の機会を与えることを趣旨としており、株主平等原則に反しないように適用されるべき条文です。従って、基準日後の新株発行により株主となった者の一部にだけ議決権行使を認めることを許容するものではありません。

ウ 株式会社が株主に対してする通知又は催告が5年以上継続して到達しない場合には、株式会社は、当該株主に対する通知又は催告をすることを要しない。

○

会社法196条（株主に対する通知の省略）1項

株式会社が株主に対してする通知又は催告が5年以上継続して到達しない場合には、株式会社は、当該株主に対する通知又は催告をすることを要しない。

エ 最高裁判所の判例の趣旨によれば、譲渡制限株式でない株式に係る株券の提出に関する公告等の手続がとられ、株券提出期間が経過したことにより無効となった株券（以下、「旧株券」

○

という。）を所持する者は、株券提出期間経過前に譲渡により株主となっていた場合には、株式会社に対し、旧株券を呈示し、株券提出期間経過前に当該旧株券の交付を受けて株式を譲り受けたことを証明して、株主名簿の名義書換を請求することができる。

最判昭和60年3月7日

1. アイ
2. アウ
3. アエ
4. イウ
5. イエ
6. ウエ

問題 7 重要性**

募集株式又は新株予約権に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。なお、定款に別段の定めはないものとする。(5点)

- ア 公開会社の募集株式の割当てにより、当該募集株式の引受人となった者が当該公開会社の総株主の議決権の2分の1を超える数の議決権を有することになる場合において、総株主の議決権の10分の1以上の議決権を有する株主が当該公開会社に反対の通知をしたときは、株主総会の特別決議によって当該引受人に対する募集株式の割当てについて承認を受けなければならない。

会社法206条の2（公開会社における募集株式の割当て等の特則）4項, 5項

株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（3分の1以上の割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行わなければならない。従って、株主総会の特別決議による決議までは要求されていない。

- イ 最高裁判所の判例の趣旨によれば、公開会社でない株式会社において、募集事項の決定について株主総会の特別決議を経ないまま株主割当て以外の方法によってされた募集株式の発行には無効原因がある。

判例（最判平成24年4月24日）

非公開会社では、既存株主の持ち株比率的利益を保護すべき要請から、募集事項の決定は、原則として、株主総会の特別決議を要する（309Ⅱ⑤）ため、これを欠く場合は、新株発行手続きに重大な法令違反があり、無効原因となると解すべきである。

- ウ 最高裁判所の判例の趣旨によれば、特定の株主により株式会社の経営支配権を取得しようとする行為が行われている場合に、当該株式会社がこれを阻止するため、当該特定の株主以外の株主が行使することができるという条件を付した新株予約権の無償割当てには、株主平等の原則の趣旨が及ばない。

判例（最判平成19年8月7日）

判例は、特定の株主による経営支配権を取得する行為に対抗するためにする条件付の新株予約権の無償割当てには、株主平等の原則の趣旨が及ぶ、としている。

- エ 募集新株予約権を有償で発行した株式会社は、募集新株予約権の払込金額の算定方法を定めた場合において、登記申請の時までに募集新株予約権の払込金額が確定していないときは、当該算定方法を登記しなければならない。

会社法911条（株式会社の設立の登記）3項12号へ、238条1項3号

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題 8 重要性***

株主総会に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。なお、株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主はならず、また、定款に別段の定めはないものとする。(5点)

- ア 公開会社でない株式会社において、総株主の議決権の100分の1以上の議決権を有する株主は、株主総会の招集の手續及び決議の方法を調査させるため、当該株主総会に先立ち、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。

会社法306条（株主総会の招集手續等に関する検査役の選任）1項

株式会社又は総株主の議決権の100分の1以上の議決権を有する株主は、株主総会に係る招集の手續及び決議の方法を調査させるため、当該株主総会に先立ち、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。

- イ 株主が、株主総会の目的である事項に関し、株主総会の日より相当の期間前に特定の事項を株式会社に通知をした場合には、当該株主総会において当該事項に関する質問が実際に行われ
× ないときであっても、取締役は当該事項について必要な説明をしなければならない。

会社法314条（取締役等の説明義務）

取締役、会計参与、監査役及び執行役は、株主総会において、株主から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が株主総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより株主の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として法務省令で定める場合は、この限りでない。

- ウ 株主総会の招集の手續が法令に違反する場合には、当該株主総会の決議の取消しにより監査役となる者は、当該株主総会の決議の日から3か月以内に、訴えをもって当該決議の取消しを請求することができる。

会社法831条（株主総会等の決議の取消しの訴え）1項1号

株主総会等の招集の手續又は決議の方法が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不公正な場合には、株主、当該決議の取消しにより株主又は取締役、監査役若しくは清算人となる者は、株主総会等の決議の日から3か月以内に、訴えをもって当該決議の取消しを請求することができる。

- エ 株式会社は、株主総会の議長の選出方法を定款で定めなければならない。

× 規定なし

会社法は、株主総会の議長の選出方法について、規定を設けていない。

※ 一般的には、算出方法について、定款で定めるか、株主総会で選出する。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題 9 重要性**

取締役会設置会社の株主の議案要領通知請求権に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。なお、株主総会において議決権を行使することができない株主はならず、また、定款に別段の定めはないものとする。(5点)

- ア 株主が、10 を超える数の議案について、その要領を株主総会の招集通知に記載するように請求した場合には、取締役は、当該株主の意向にかかわらず、10 を超える数に相当することとなる数の議案を定め、その記載を拒むことができる。

会社法305条（株主提案権）5項ただし書

前項前段の10を超える数に相当することとなる数の議案は、取締役がこれを定める。ただし、第1項の規定による請求をした株主が当該請求と併せて当該株主が提出しようとする2以上の議案の全部又は一部につき議案相互間の優先順位を定めている場合には、取締役は、当該優先順位に従い、これを定めるものとする。

- イ 10を超える数に相当する議案であることを理由に、その要領を株主総会の招集通知に記載することを取締役が拒むことができるかを判断する場合において、指名委員会等を設置する旨の定款の定めを廃止する議案及び監査等委員会を設置する旨の定款の定めを設ける議案は、1個の議案とみなされる。

会社法305条（株主提案権）4項4号

取締役会設置会社の株主が議案要領の通知請求をする場合において、当該株主が提出しようとする議案の数が10を超えるときは、当該株主が提出しようとする次の議案の数については、次に定めるところによる。

四 定款の変更に関する2以上の議案

当該2以上の議案について異なる議決がされたとすれば当該議決の内容が相互に矛盾する可能性がある場合には、これらを一の議案とみなす。

- ウ 10を超える数に相当する議案であることを理由に、その要領を株主総会の招集通知に記載することを取締役が拒むことができるかを判断する場合において、2人の会計監査人を再任しないことに関する議案は、2個の議案とみなされる。

会社法305条（株主提案権）4項3号

三 会計監査人を再任しないことに関する議案

当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

- エ 株主が提出しようとする議案と実質的に同一の議案が株主総会において総株主の議決権の10分の1以上の賛成を得られなかった日から3年を経過していない場合には、取締役は、その要領を株主総会の招集通知に記載することの請求を拒むことができる。

会社法305条（株主提案権）6項

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題10 重要性***

種類株主総会に関する次の記述のうち、種類株主総会の特別決議を要する場合として、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。なお、種類株主総会において議決権を行使することができない株主はおらず、また、定款に種類株主総会に関する別段の定めはないものとする。(5点)

ア 種類株式発行会社が、ある種類の株式の内容として、譲渡による当該種類の株式の取得について当該種類株式発行会社の承認を要する旨の定款の定めを設ける場合。

×

会社法324条（種類株主総会の決議）3項1号, 111条（定款の変更の手続の特則）2項

種類株式発行会社がある種類の株式の内容として譲渡制限種類株式に関する事項についての定款の定めを設ける場合には、当該定款の変更は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の半数以上であって、当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

イ 種類株式発行会社が、ある種類の株式の内容として、一定の事由が生じたことを条件として当該種類株式発行会社が当該株式を取得することができる旨の定款の定めを設ける場合。

×

会社法111条（定款の変更の手続の特則）1項

種類株式発行会社がある種類の株式の発行後に定款を変更して当該種類の株式の内容として取得条項付種類株式に関する事項についての定款の定めを設け、又は当該事項についての定款の変更をしようとするときは、当該種類の株式を有する株主全員の同意を得なければならない。

ウ 種類株式発行会社が、ある種類の株式の内容として、当該種類の株式について、当該種類株式発行会社が株主総会の決議によってその全部を取得する旨の定款の定めを設ける場合。

○

会社法324条（種類株主総会の決議）2項1号, 111条（定款の変更の手続の特則）2項

全部取得条項付種類株式に掲げる事項についての定款の定めを設ける決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

エ 種類株式発行会社が、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において選任された監査役を、当該監査役の選任に係る種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において解任する場合。

○

会社法324条（種類株主総会の決議）2項5号, 347条2項, 339条1項

種類株主総会で選任された監査役を解任する種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題11 重要性***

株式会社の役員及び会計監査人の任期に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 監査等委員会設置会社において、監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであり、定款又は株主総会の決議によってその任期を短縮することはできない。

会社法332条（取締役の任期）1項ただし書

取締役の任期は、選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、定款又は株主総会の決議によって、その任期を短縮することを妨げない。

- イ 会計参与設置会社が会計参与を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、会計参与の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。

○

会社法334条（会計参与の任期）2項

前項において準用する第332条の規定にかかわらず、会計参与設置会社が会計参与を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、会計参与の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。

- ウ 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、定款に別段の定めがある場合を除き、退任した監査役の任期の満了する時までである。

×

会社法336条（監査役の任期）1項, 3項

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第1項の規定は、定款によって、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期を退任した監査役の任期の満了する時までとすることを妨げない。

- エ 会計監査人設置会社において、会計監査人は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

○

会社法338条（会計監査人の任期）2項

会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題12 重要性***

監査役設置会社が業務執行取締役でない取締役（以下、「非業務執行取締役」という。）との間で締結する責任限定契約に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。なお、当該監査役設置会社には最終完全親会社等がないものとする。（5点）

ア 責任限定契約により任務懈怠責任を限定することができるのは、当該任務懈怠責任を負うべき非業務執行取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときである。

○

会社法427条（責任限定契約）1項

第424条の規定にかかわらず、株式会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）、会計参与、監査役又は会計監査人（「非業務執行取締役等」という。）の第423条第1項の責任について、当該非業務執行取締役等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、定款で定めた額の範囲内であらかじめ株式会社が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行取締役等と締結することができる旨を定款で定めることができる。

イ 責任限定契約を締結した非業務執行取締役が株式会社の業務執行取締役に就任したときは、当該責任限定契約は、その契約を締結した時に遡ってその効力を失う。

×

会社法427条（責任限定契約）2項

前項の契約を締結した非業務執行取締役等が当該株式会社の業務執行取締役等に就任したときは、当該契約は、将来に向かってその効力を失う。

ウ 取締役は、定款を変更して責任限定契約に関する定款の定めを設ける議案を株主総会に提出するには、監査役（監査役が2人以上ある場合にあつては、各監査役）の同意を得なければならない。

○

会社法427条（責任限定契約）3項

第425条第3項の規定は、定款を変更して第1項の規定による定款の定め（同項に規定する取締役と契約を締結することができる旨の定めに限る。）を設ける議案を株主総会に提出する場合について準用する。

会社法425条（責任の一部免除）3項

監査役設置会社、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社においては、取締役は、第423条第1項の責任の免除（取締役及び執行役の責任の免除に限る。）に関する議案を株主総会に提出するには、次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定める者の同意を得なければならない。

一 監査役設置会社 監査役（監査役が二人以上ある場合にあつては、各監査役）

エ 責任限定契約の効力は、自己のために株式会社と取引をしたことについての非業務執行取締役の任務懈怠責任に及ぶ。

×

会社法428条（取締役が自己のためにした取引に関する特則）1項, 2項

第356条第1項第2号の取引（自己のためにした取引に限る。）をした取締役又は執行役の第423条第1項の責任（役員等の株式会社に対する損害賠償責任）は、任務を怠ったことが当該取締役又は執行役の責めに帰することができない事由によるものであることをもって免れることができない。

前3条の規定（責任の一部免除）（取締役等による免除に関する定款の定め）（責任限定契約）は、前項の責任については、適用しない。

1. アイ
2. アウ
3. アエ
4. イウ
5. イエ
6. ウエ

監査等委員会設置会社に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 監査等委員である取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

○

会社法342条の2（監査等委員である取締役等の選任等についての意見の陳述）1項

監査等委員である取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

イ 監査等委員は、取締役が監査等委員会設置会社の目的の範囲外の行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該監査等委員会設置会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、監査等委員会の決議により、当該取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

×

会社法399条の6（監査等委員による取締役の行為の差止め）1項

監査等委員は、取締役が監査等委員会設置会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該監査等委員会設置会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

ウ 監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役の選任若しくは解任又は辞任について監査等委員会の意見を述べなければならない。

×

会社法342条の2（監査等委員である取締役等の選任等についての意見の陳述）4項

監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役の選任若しくは解任又は辞任について監査等委員会の意見を述べることができる。

エ 取締役は、監査等委員である取締役の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査等委員会の同意を得なければならない。

○

会社法344条の2（監査等委員である取締役の選任に関する監査等委員会の同意等）1項

取締役は、監査等委員会がある場合において、監査等委員である取締役の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査等委員会の同意を得なければならない。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題14 重要性***

株式会社の資本金及び準備金に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 株式会社が剰余金の配当をする場合には、法務省令で定めるところにより、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に10分の1を乗じて得た額を、利益準備金として計上しなければ
× ならない。

会社法445条（資本金の額及び準備金の額）4項

剰余金の配当をする場合には、株式会社は、法務省令で定めるところにより、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に十分の一を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金（「準備金」と総称する。）として計上しなければならない。

- イ 株式会社は、資本金の額を登記しなければならない。

○ 会社法911条（株式会社の設立の登記）3項

第1項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

五 資本金の額

- ウ 資本金の額の減少の無効は、その効力が生じた日から6か月以内に、訴えをもってのみ主張することができる。

○

会社法828条（会社の組織に関する行為の無効の訴え）1項

次の各号に掲げる行為の無効は、当該各号に定める期間に、訴えをもってのみ主張することができる。

五 株式会社における資本金の額の減少 資本金の額の減少の効力が生じた日から6箇月以内

- エ 株式会社は、取締役会の決議により、剰余金の額を減少して、準備金の額を増加することができる。

×

会社法451条（準備金の額の増加）1項, 2項

株式会社は、剰余金の額を減少して、準備金の額を増加することができる。この場合においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 減少する剰余金の額

二 準備金の額の増加がその効力を生ずる日

前項各号に掲げる事項の決定は、株主総会の決議によらなければならない。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. **イウ** 5. イエ 6. ウエ

問題15 重要性*

持分会社の計算に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 損益分配の割合について定款の定めがないときは、その割合は、発行済持分の総数に占める自己の持分の個数に応じて定める。

×

会社法622条（社員の損益分配の割合）1項

損益分配の割合について定款の定めがないときは、その割合は、各社員の出資の価額に応じて定める。

イ 利益についてのみその分配の割合についての定めを定款で定めたときは、損失の分配についても同じ割合で定めたものと推定される。

○

会社法622条（社員の損益分配の割合）2項

利益又は損失の一方についてのみ分配の割合についての定めを定款で定めたときは、その割合は、利益及び損失の分配に共通であるものと推定する。

ウ 合資会社の債権者は、当該合資会社の営業時間内は、いつでも、当該合資会社の計算書類（作成した日から5年以内のものに限る。）の閲覧を請求することができる。

×

会社法625条（計算書類の閲覧に関する特則）

合同会社の債権者は、当該合同会社の営業時間内は、いつでも、その計算書類（作成した日から5年以内のものに限る。）について第618条第1項各号に掲げる請求をすることができる。

エ 合同会社は、利益の配当により社員に対して交付する金銭等の帳簿価額が当該利益の配当をする日における利益額を超える場合には、当該利益の配当をすることができない。

○

会社法628条（利益の配当の制限）

合同会社は、利益の配当により社員に対して交付する金銭等の帳簿価額（「配当額」という。）が当該利益の配当をする日における利益額を超える場合には、当該利益の配当をすることができない。この場合においては、合同会社は、第621条第1項の規定による請求を拒むことができる。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題16 重要性*

社債に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 社債の利息の請求権は、これを行行使することができる時から10年間行使しないときは、時効によって消滅する。

×

会社法701条（社債の償還請求権等の消滅時効）2項

社債の利息の請求権及び前条第2項の規定による請求権は、これらを行行使することができる時から5年間行使しないときは、時効によって消滅する。

イ 社債発行会社は、社債券が発行されている社債をその償還の期限前に償還する場合において、これに付された利札が欠けているときは、当該利札に表示される社債の利息の請求権が弁済期にある場合を除き、当該請求権の額を償還額から控除しなければならない。

会社法700条（利札が欠けている場合における社債の償還）1項

社債発行会社は、社債券が発行されている社債をその償還の期限前に償還する場合において、これに付された利札が欠けているときは、当該利札に表示される社債の利息の請求権の額を償還額から控除しなければならない。ただし、当該請求権が弁済期にある場合は、この限りでない。

ウ 最高裁判所の判例の趣旨によれば、特段の事情がない限り、社債の利息に利息制限法第1条が定める利息の制限は適用されない。

○

最判例令和3年1月26日

エ 社債管理者が社債権者のために社債に係る債権の弁済を受けた場合、社債権者の当該社債管理者に対する社債の利息についての支払請求権は、これを行行使することができる時から5年間行使しないときは、時効によって消滅する。

会社法705条（社債管理者の権限等）2項,3項

社債管理者が前項の弁済を受けた場合には、社債権者は、その社債管理者に対し、社債の償還額及び利息の支払を請求することができる。この場合において、社債券を発行する旨の定めがあるときは、社債権者は、社債券と引換えに当該償還額の支払を、利札と引換えに当該利息の支払を請求しなければならない。

前項前段の規定による請求権は、これを行行使することができる時から10年間行使しないときは、時効によって消滅する。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. **イウ** 5. イエ 6. ウエ

問題17 重要性**

合併、会社分割及び株式交付並びにその登記に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 新設合併設立会社は、その本店の所在地において設立の登記をした日に新設合併消滅会社の権利義務を承継する。

○

会社法754条（株式会社を設立する新設合併の効力の発生等）1項

新設合併設立株式会社は、その成立の日に、新設合併消滅会社の権利義務を承継する。

会社法49条（株式会社の成立）

株式会社は、その本店の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

イ 株式交付親会社の株式を譲渡の対価とする株式交付において、株式交付子会社の株式の譲渡人は、株式交付親会社において株式交付の登記をした日に、株式交付親会社の株主となる。

×

会社法774条の11（株式交付の効力の発生等）2項

第774条の7第2項の規定による給付をした株式交付子会社の株式の譲渡人は、効力発生日に、第774条の3第1項第4号に掲げる事項についての定めに従い、同項第3号の株式交付親会社の株式の株主となる。

会社法774条の3（株式交付計画）1項

株式会社が株式交付をする場合には、株式交付計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

十一 株式交付がその効力を生ずる日（「効力発生日」という。）

ウ 吸収合併消滅会社の吸収合併による解散は、吸収合併の登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

○

会社法750条（株式会社が存続する吸収合併の効力の発生等）2項

吸収合併消滅会社の吸収合併による解散は、吸収合併の登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

エ 吸収分割により吸収分割会社に帰属していた不動産の所有権が吸収分割承継会社へ移転したことは、吸収分割の登記をもって、第三者に対抗することができる。

×

会社法759条（株式会社に権利義務を承継させる吸収分割の効力の発生等）1項

吸収分割承継株式会社は、効力発生日に、吸収分割契約の定めに従い、吸収分割会社の権利義務を承継する。

民法177条（不動産に関する物権の変動の対抗要件）

不動産に関する物権の得喪及び変更は、不動産登記法その他の登記に関する法律の定めるところに従いその登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題18 重要性*

株式会社の吸収合併に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 存続会社は、消滅会社及び当該存続会社が保有する当該消滅会社の株式については、合併対価を割り当てることはできない。

○

会社法749条（株式会社が存続する吸収合併契約）1項

会社が吸収合併をする場合において、吸収合併後存続する会社（「吸収合併存続会社」という。）が株式会社であるときは、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

三 前号に規定する場合には、吸収合併消滅株式会社の株主（吸収合併消滅株式会社及び吸収合併存続株式会社を除く。）又は吸収合併消滅持分会社の社員（吸収合併存続株式会社を除く。）に対する同号の金銭等の割当てに関する事項

イ 消滅会社が公開会社である場合には、存続会社は、当該消滅会社の株主に対し、合併対価として当該存続会社が発行する譲渡制限株式を交付することはできない。

×

会社法783条（吸収合併契約等の承認等）1項

消滅株式会社等は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によって、吸収合併契約等の承認を受けなければならない。

会社法309条（株主総会の決議）3項

前2項の規定にかかわらず、次に掲げる株主総会（種類株式発行会社の株主総会を除く。）の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の半数以上であって、当該株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

二 第783条第1項の株主総会（合併により消滅する株式会社又は株式交換をする株式会社が公開会社であり、かつ、当該株式会社の株主に対して交付する金銭等の全部又は一部が譲渡制限株式等（同条第三項に規定する譲渡制限株式等をいう。）である場合における当該株主総会に限る。）

ウ 存続会社は、消滅会社の新株予約権の新株予約権者に対し、その有する新株予約権に代えて当該存続会社の株式を交付することができる。

×

会社法749条（株式会社が存続する吸収合併契約）1項

会社が吸収合併をする場合において、吸収合併後存続する会社（以下この編において「吸収合併存続会社」という。）が株式会社であるときは、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

四 吸収合併消滅株式会社が新株予約権を発行しているときは、吸収合併存続株式会社が吸収合併に際して当該新株予約権の新株予約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる当該吸収合併存続株式会社の新株予約権又は金銭についての次に掲げる事項

エ 消滅会社が種類株式発行会社である場合には、存続会社及び当該消滅会社は、当該消滅会社のある種類の株式の株主に対し、合併対価を交付しないこととすることができる。

○

会社法749条（株式会社が存続する吸収合併契約）2項

前項に規定する場合において、吸収合併消滅株式会社が種類株式発行会社であるときは、吸収合併存続株式会社及び吸収合併消滅株式会社は、吸収合併消滅株式会社の発行する種類の株式の内容に応じ、同項第三号に掲げる事項として次に掲げる事項を定めることができる。

一 ある種類の株式の株主に対して金銭等の割当てをしないこととするときは、その旨及び当該株式の種類

1. アイ
2. アウ
3. アエ
4. イウ
5. イエ
6. ウエ

問題19 重要性*

次の指標のうち、金融商品取引法上の金融指標に該当し得るものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 暗号資産の価格

○

金商法2条(定義)25項一

イ 気象庁が発表する特定の地域における一定期間の気温の平均

○

金商法2条(定義)25項二

ウ 特定の上場会社の発行済株式の総数

×

エ 特定の上場会社の取締役の報酬等の額の平均

×

金商法2条(定義)25項

25 この法律において「金融指標」とは、次に掲げるものをいう。

一 金融商品の価格又は金融商品(前項第三号及び第三号の三に掲げるものを除く。)の利率等

二 気象庁その他の者が発表する気象の観測の成果に係る数値

三 その変動に影響を及ぼすことが不可能若しくは著しく困難であつて、事業者の事業活動に重大な影響を与える指標(前号に掲げるものを除く。)又は社会経済の状況に関する統計の数値であつて、これらの指標又は数値に係るデリバティブ取引(デリバティブ取引に類似する取引を含む。)について投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるもの(商品先物取引法第2条第2項に規定する商品指数であつて、商品以外の同条第1項に規定する商品の価格に基づいて算出されたものを除く。)

四 前三号に掲げるものに基づいて算出した数値

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

親会社等状況報告書に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。なお、親会社等は特定有価証券の発行者及び外国会社でないものとする。また、親会社等状況報告書の提出を要しない旨の内閣総理大臣の承認を受けていないものとする。(5点)

- ア 提出子会社は、有価証券報告書を提出しなければならない会社で、かつ、金融商品取引所に
○ 上場されている有価証券又は流通状況が当該有価証券に準ずるものの発行者に限られる。

金商法24条の7（親会社等状況報告書の提出）1項

第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社（同項第一号又は第二号に掲げる有価証券の発行者であるものに限る。「提出子会社」という。）の議決権の過半数を所有している会社その他の当該有価証券報告書を提出しなければならない会社と密接な関係を有するものとして政令で定めるもの（「親会社等」という。）は、内閣府令で定めるところにより、当該親会社等の事業年度ごとに、親会社等状況報告書を、当該事業年度経過後三月以内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

金商法24条（有価証券報告書の提出）1項

- 一 金融商品取引所に上場されている有価証券（特定上場有価証券を除く。）
二 流通状況が前号に掲げる有価証券に準ずるものとして政令で定める有価証券（流通状況が特定上場有価証券に準ずるものとして政令で定める有価証券を除く。）

- イ 親会社等状況報告書は、提出子会社の事業年度ごとに、当該事業年度経過後3か月以内に、
× 内閣総理大臣に提出しなければならない。

金商法24条の7（親会社等状況報告書の提出）1項

- ウ 親会社等状況報告書を提出した者は、遅滞なく、その写しを提出子会社の株主及び債権者に
× 交付しなければならない。

金商法24条の7（親会社等状況報告書の提出）4項

第1項本文若しくは第2項本文の規定により親会社等状況報告書を提出し、又は前項において準用する第7条第1項、第9条第1項若しくは第10条第1項の規定により親会社等状況報告書の訂正報告書を提出した親会社等は、遅滞なく、これらの書類の写しを当該親会社等の提出子会社に送付するとともに、これらの書類の写しを次の各号に掲げる当該提出子会社が発行者である有価証券の区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。

- 一 第24条第1項第一号に掲げる有価証券 同号の金融商品取引所
二 第24条第1項第二号に掲げる有価証券 政令で定める認可金融商品取引業協会

-
- エ 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、親会社等状況報告書を、これを受理した
- 日から5年を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

[金商法25条（有価証券届出書等の公衆縦覧）1項](#)

内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる書類（「縦覧書類」という。）を、当該縦覧書類を受理した日から当該各号に定める期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

十二 親会社等状況報告書及びその訂正報告書 5年

1. アイ 2. アウ 3. [アエ](#) 4. イウ 5. イエ 6. ウエ